

小樽市個人番号利用事務系シンククライアント環境サービス提供業務 に関する公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

小樽市個人番号利用事務系シンククライアント環境サービス提供業務

2 選定の方法

個人番号利用事務系シンククライアント環境サービス提供を行うに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定するもの。

3 業務の概要

(1) 業務内容

個人番号利用事務系シンククライアント環境サービス提供仕様書(以下、「仕様書」という。)を参照のこと。

(2) 契約期間

令和4年10月3日(予定)から令和10年3月31日まで。

(3) サービス利用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

(4) 支出予定サービス利用料

150,937千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

(5) 発注者

小樽市

(6) 契約保証金

上記(4)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則(平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。)第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
仕様書等の交付	令和4年8月1日(月)～令和4年8月9日(火)
質問の受付	令和4年8月12日(金)午後5時20分まで
質問の回答	随時回答、最終回答日:令和4年8月18日(木)
参加申込書等の提出期限	令和4年8月29日(月)午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和4年8月31日(水) 予定
審査結果の通知	令和4年9月上旬予定
サービス利用契約の締結	令和4年10月3日(月) 予定
サービス利用開始	令和5年4月1日(土) 予定

5 仕様書等の交付方法

(1) 8月9日(火)まで、小樽市ホームページからダウンロードする方法で交付する。

●ホームページアドレス

https://www.city.otaru.lg.jp/categories/bunya/nyusatu_keiyaku/nyusatu_koujiigai/

(2) 仕様に関する内容のうち、小樽市の現状のネットワーク構成等、秘密事項に属する内容については、秘密保持誓約書(様式1)を本市に郵送または持参により提出を受けた場合、紙媒体で交付する。また、秘密保持誓約書をPDFデータに加工し、電子メールに添付する方法などにより、提出された場合は、電子メール等により電子データを交付するが、提出期限までに必ず原本を提

出すること。なお、郵送する場合は、あらかじめ電話でその旨を報告すること。

6 参加資格

- (1) 本業務の実施予定組織・部門が ISO/IEC27001:2005、JIS Q 27001:2006、ISMS 認証基準 (Ver. 2.0) に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証又はプライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許諾のいずれかを受けていること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法 (平成14年法律第154号) に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法 (平成11年法律第225号) に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 国内に本社・本店・主たる事務所を有している法人等であること。
- (4) 小樽市に納税義務がある者の場合、小樽市に対して法人等として滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (6) 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下同じ。)) 又は暴力団関係事業者 (暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。) に該当しない者であること。
- (7) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
- (8) 国又は地方公共団体と本業務と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

7 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等について不明な点がある場合には、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

- (1) 受付方法
質問書 (様式9) を、電子メールで令和4年8月12日 (金) 午後5時20分までに「12 提出先・問合せ先」へ送信すること。また、送信後に、電話で着信を確認すること。
- (2) 回答方法
質問書への回答については、令和4年8月18日 (木) までに行うものとする。
なお、質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

8 参加申込書等の提出

- (1) 提出方法
「12 提出先・問合せ先」まで持参または郵送すること。
また、郵送した場合は、電話でその旨を報告すること。
- (2) 提出書類
 - ① 参加申込書 (様式2)
 - ② 法人等の概要 (様式自由、ただしA4判 (タテヨコ自由) とする。)
 - ③ 企画提案書 (様式3)
 - ④ 業務実施体制 (様式4)
 - ⑤ 見積書 (様式5)
 - ⑥ 受託等実績書 (様式6)

- ⑦ 使用印鑑届（様式7）
 - ⑧ 誓約書（様式8）
 - ⑨ 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑩ 小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑪ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑫ 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）
- (3) 提出部数
- ・(2)の①、⑦～⑫は各1部
 - ・(2)の②～⑥は各7部
- (③企画提案書及び⑤見積書は正本1部のみ押印し、残り6部は複写とする。)
- (4) 提出期限
- 令和4年8月29日(月)** 午後5時20分 必着
- ※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出は認めない。
- (5) 辞退する場合
- 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届(様式10)を持参又は郵送の方法により提出すること(郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。)
- (6) 留意事項
- ① 業務実施体制(様式4)は当該業務に従事するもの全員について記入すること。また、業務体制全体図やフロー図(任意様式)も併せて提出すること。
 - ② 企画提案書(様式3)は、仕様書を参照の上、別紙(任意様式)で下記の事項を記載すること。
 - ア 業務の目的の理解

本業務を実施する目的の理解と本業務の実施方針について記載すること。

 - イ 業務の推進体制

本業務を実施する体制について、役割(業務処理責任者、プロジェクトマネージャ、インフラ構築リーダー、品質担当者など)・担当者名・具体的作業内容と責任範囲を記載すること。なお、業務の一部を第三者に委託する場合には、委託先についても企業名・担当者名を記載すること。ただし、第三者への委託は本市が承認した場合に限るものとする。

 - ウ 業務処理責任者、プロジェクトマネージャの類似業務実績

業務処理責任者、プロジェクトマネージャについて、本業務と類似する業務に関する実績の詳細(業務内容、規模、期間、該当業務における役割)を記載すること。

 - エ 道内自治体での実績

道内の他自治体において本業務と同様の業務の実績がある場合は詳細を記載すること。

 - オ システムの構成及びサイジング等

システム構成について、ハードウェア(仮想化ホスト、ストレージ等)、ソフトウェア(仮想化ハイパーバイザ、仮想デスクトップ等)、ネットワークを構成概念図として記載すること。また、仮想デスクトップのサイジング指標や、性能評価についての性能測定方法及び性能確実性の判断基準を記載すること。

 - カ 教育支援

デジタル推進室職員に対する操作説明の実施方法を記載すること。
 - ③ 企画提案書に添付する業務工程表(任意様式)は、実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。

- ④ 見積書（様式5）には、具体的な積算内訳書を添付すること。なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリング（書面審査を含む）により、評価項目をもとに審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(3) ヒアリングの実施

令和4年8月下旬を予定。

発表時間は1事業者につき40分以内（内容説明20分以内、質疑応答20分以内）とする。詳細な日時・場所については後日、様式11により通知する。

(4) 評価項目

別紙「小樽市個人番号利用事務系シンクライアント環境サービス提供に関する公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合
- ② 契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合
- ③ 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ④ 提出書類に虚偽があった場合
- ⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑧ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

(6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書（様式12または13）により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

12 提出先・問合せ先

小樽市総務部デジタル推進室情報システム担当（消防庁舎5階） 担当：瀧本
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
電話：(0134)32-4111 内線219
電子メール：digital-suisin@city.otaru.lg.jp

**小樽市個人番号利用事務系シンククライアント環境サービス提供に関する
公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容**

評価項目（合計100点）	配点
(1) 業務の目的の理解 本業務の目的が正しく理解されており、実施方針が示されているか。	10点
(2) 業務の実施体制 ・ 目的を達成するために必要と思われる要員が割り当てられているか。 ・ 業務のスケジュール（準備等も含む）が適切であり、実施体制は十分であるか。	10点
(3) 類似業務実績 業務全般を適正かつ確実に遂行するための知識やノウハウ、経験等を十分に備えており、業務処理責任者及びプロジェクトリーダーの実績が本業務の実施に有効と考えられるか。	10点
(4) ネットワーク構成 ・ 本市のネットワーク構成を十分に理解しているか。 ・ ネットワーク帯域による問題やネットワーク遅延による影響が出にくい構成となっているか。	10点
(5) 性能評価及び性能確実性 ・ 技術的な観点において、ストレスのない設計が考えられているか。 ・ 性能評価方法が本市の利用実態にあっているものが検討されているか。 ・ 性能確実性の判断基準が、受入可能なものとなっているか。	25点
(6) 教育支援 内容は市の方針に沿う、優れたものとなっているか	15点
(7) プレゼンテーション及びヒアリング ・ 提案内容が明瞭、簡潔であるか ・ 質問等に対する回答が明快かつ迅速であるか ・ 本業務に対する取り組み姿勢に誠意があり、かつ積極的であるか	10点
(8) 道内自治体での実績	5点
(9) 価格評価点 配点 × 全体の最低参考見積額 / 当該参考見積額	5点

※ 合計点の半分の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。